

# 特集

## 男性社員の育児休業取得を応援しませんか？ 子育て家庭の応援は助成金の対象になります！



### 職業と家庭が両立できる職場環境づくりのために

男性社員が育児休業を取ると申請できる助成金があります。子育てパパ支援助成金、正式名称は両立支援等助成金(出生時両立支援コース)です。男性社員が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土づくりに取り組み、子の出生後8週間以内に連続5日以上の子育て休業等を男性社員が取得した事業主に支給される助成金です。

### 子育てパパ支援助成金 出生時両立支援コース

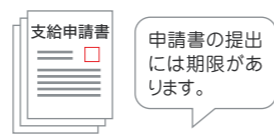


規程等の整備を行い、社員への周知、休暇を取りやすい職場環境づくりに努める。

対象社員の雇用契約期間中に、育児休業を取得しやすい職場風土づくりの取組が行われていること。さらにその取組が、対象社員の育児休業開始前日までに終わっていること。



出産から8週間以内に対象男性社員が連続5日以上の子育て休業を取得。



必要書類を整え、申請期間中に助成金の支給を申請。

### 育児休業

#### 助成金額

# 1人目 57万円

※1企業あたり1年度最大10人までが助成金の対象  
※2人目以降の金額は育児休業の日数によって変わります

### 育児目的休暇

子の出生前6週間から出生後8週間以内に、5日以上の子育て目的休暇を取得。

# 28.5万円

※1企業あたり1回まで

### 重要

この助成金は来年3月末で廃止になる可能性が高いため、対象社員がいる場合は早めの準備・申請をおすすめします。



お子さんが生まれる前に助成金申請の準備をする必要があります。男性社員からは出産について早めに報告してもらうのが受給のポイントです。

ご相談はお早めに！



### 個別支援加算

会社が育児休業前の個別面談などで休業取得を後押し！

# +10万円

支給が決定すると、会社に57万円の助成金が入ります。育児休業の取得を後押しする取組を行うとさらに10万円が加算され、合計67万円になります。対象が若手男性社員の場合は、休んでもらった方が会社にとってはお得かもしれません。また育児休業とは別に、育児目的休暇を5日以上取得すると、さらに28万5千円の加算があります。つまり合計10日間の育児休業等を取れば、95万5千円の助成金を受給できるのです。知らないと損をする代表的な助成金です。

# Q&A

## 最低賃金についてのよくある質問

### 最低賃金より低い時給でも、アルバイト社員が同意すれば問題ないですか？

いいえ、問題があります。

たとえアルバイト社員の方が同意しても、最低賃金より低い賃金は認められません。法令違反になります。東京都の場合、10月1日よりこれまでの1,013円から1,041円に変更となります。賃金締切日とは関係なく、10月1日分の時給から引上げる必要があります。もちろん、日給や月給の従業員も1時間あたりの単価が1,041円未満にならないようにしなければいけません。



東京都の場合  
令和3年10月1日から

時給  
1,013円

+28円

時給  
1,041円



### 法令違反で罰金を支払う可能性も

残業代や交通費を除いた1時間あたりの給与単価が最低賃金を上回らないと法令違反になります。そして最低賃金割れが発覚すると、差額を社員に支払う必要があります。さらに労働基準監督署から、最低賃金割れをした従業員1人につき最大50万円の罰金の支払いを命じられる可能性がありますので、注意してください。

企業の雇用環境や就業規則が見直されつつあります。従業員が働きやすい職場環境づくりの推進は、会社への信頼感や生産性の向上につながります。就業規則の整備や外部専門家によるコンサルティングの導入を検討されている場合は、お気軽にご相談ください。

